

(条例第 4 条関係)

平成 年 月 日

館長	副館長	担当

## 西都市働く婦人の家規定利用時間外の利用について（依頼）

指定管理者  
シティサイト(株) 殿

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

連絡先TEL ( \_\_\_\_\_ )

下記の理由により利用時間の変更をしたいので、認めて下さるようお願いします。

利用施設	
行 事 名	
利用日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
時間変更 申請理由	

※（利用時間）西都市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例第 4 条

婦人の家の利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、土曜日は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用時間を変更することができる。（追加[平成 24 年条例 7 号]）